

山村活性化支援交付金

【780（750）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

<主な内容>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

（ 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）
事業実施主体：市町村等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2498）]